

健康増進法改正「原則禁煙」について

オリンピックを2020年に控え、健康な環境づくりの面から健康増進法（受動喫煙に関する法律）の改正が議論を呼んでいます。

○ 改正法で施設の管理者などに求める受動喫煙対策はどうか変わるの？

現行		改正案
小中学校	努力義務	敷地内禁煙
官公庁		建物内禁煙
飲食店		建物内禁煙 (喫煙室設置可)
空港、駅		
罰則	なし	過料

出典 www.yomiuri.co.jp

今回の争点は公共施設や飲食店等が「原則禁煙になる」こと、また「罰則（過料）」が科せられるようになったことが大きな変更点です。
また、大きな争点となっているのは「飲食店」での喫煙です。

○ 2つある飲食店の改正範囲、「厚生労働省案」と「自民党案」の違いは？

	内容	主な問題点
自民党案	屋内禁煙(喫煙室設置は可)だが、一定規模以下の店は「分煙」か「喫煙」の表示をすれば喫煙可	子どもが入る店でも喫煙可に
厚生労働省案	小規模(延べ床面積30平方メートル以下)のバー・スナックを除き屋内禁煙(喫煙室設置は可)	業態の区別が難しい

厚生労働省案は小規模のバー・スナックを除き原則屋内禁煙となっていますが、自民党案は一定規模以下の店舗に「喫煙」か「分煙」の表示をすれば喫煙を認めています。自民党案は子供の受動喫煙が防げない可能性と、面積次第では骨抜き法案になってしまう可能性があります。
<https://mainichi.jp/articles/20170509/k00/00m/010/040000c>

○ そもそもなぜ受動喫煙対策が必要なのか

そもそもなぜ、受動喫煙対策は必要なのでしょう。たばこの有毒性はがんや動脈硬化、慢性閉塞性肺疾患など様々な病気との関連性が示されています。しかし、他の有害物との違いは、喫煙者以外の方が本人の意思に関わりなくたばこの煙を吸ってしまうことです。
特に子供はニコチンをより濃く取り込んでしまう（血清ニコチン濃度が成人より高くなる）傾向があり、子供の受動喫煙対策は特に気をつけていかなければいけないことが分かっています。
なぜ、受動喫煙対策をしなければいけないのかを考えると、国民の健康を守るために、より広い範囲での制定が求められているのではないのでしょうか。

東京東部地域産業保健センター（労働者50人未満の小規模事業所への産業保健支援）
TEL：03-3691-1320, 8536 / FAX：03-3691-8610
相談受付：火～金 10:00～16:00 メール：tobu@katsushika-med.or.jp
担当： 武藤 昌子（保健師・産業カウンセラー）、森岡 沙代子（保健師・MPH）

